

令和7年第2回（6月）定例会

議案説明

令和7年5月23日

議案番号	件名	ページ
行政報告	山陽小野田市土地開発公社の令和6年度決算概要及び令和7年度事業計画概要について	1
同意第1号	山陽小野田市副市長の選任について	2
同意第2号	山陽小野田市教育委員会の委員の任命について	2
同意第3号	山陽小野田市監査委員の選任について	3
同意第4号	山陽小野田市農業委員会の委員の任命について	3
報告第1号	繰越明許費予算の繰越しについて	4
報告第2号	水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	4
報告第3号	下水道事業会計建設改良費予算の繰越しについて	4
議案第45号	令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）について	5
議案第46号	令和7年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第1回）について	6
議案第47号	令和7年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）について	6
議案第48号	山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第49号	山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定について	7
議案第50号	山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第51号	山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
議案第52号	山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
議案第53号	区域外における公の施設の設置に関する協議について	7
承認第2号	山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について	8
承認第3号	山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について	8

本日は、令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、山陽小野田市土地開発公社の決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報告します。

令和6年度決算については、公有地取得事業、土地造成事業とも用地の取得及び買収はありません。

一方、収益的収支においては、小野田・楠企業団地用地の売却等により、1億8,742万2,478円の事業収益があり、結果的に2,407万2,908円の収益となりました。その結果、年度末剰余金の合計は2億3,890万1,574円となっています。

次に令和7年度事業計画については、用地売却事業として複合施設用地を売却する予定にしています。収益的収支においては、複合施設用地売却等の事業収益等8,262万6,000円の収入、事業原価等8,604万1,000円の支出を予定しています。

土地開発公社の運営につきましては、今後とも、土地開発公社本来の目的達成のため業務の健全な運営ができますよう適切に指導を行ってまいります。

以上、御報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました同意第 1 号から同意第 4 号までについて、御説明いたします。

同意第 1 号は、副市長の選任についてであります。

現副市長の古川博三（ふるかわ ひろみつ）氏の任期が本年 5 月 23 日をもって満了するため、後任を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

慎重に人選した結果、後任の副市長の選任には、引き続き古川博三氏を選任したいと思います。古川氏は、昭和 54 年に小野田市に奉職され、行政運営に関する知識、経験が豊富であり、平成 29 年 5 月からは副市長として、本市の抱える課題解決や総合計画に掲げる施策の着実な推進に尽力いただいております。今後も幅広い経験や人脈を活かし、その行政手腕をいかんなく発揮し、「活力と笑顔あふれるまち スマイルシティ山陽小野田」の実現のために大いに貢献してくれるものと確信しております。

同意第 2 号は、教育委員会の委員の任命についてであります。

現委員の中村眞也（なかむら しんや）氏の任期が本年 5 月 30 日をもって満了するため、後任委員を任命するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

慎重に人選した結果、後任委員には、嶋本 顕（しまもと あきら）氏を任命したいと思います。嶋本氏は、現在、山口東京理科大学の副学長を務められ、社会連携推進担当として教育機関と地域がともに発展する仕組みづくりや子どもたちが実社会と関わりながら学べる環境づくりなどに尽力されており、本市における教育行政や子どもたちの健全育成に携わっておられる経歴から適任であると考えます。

なお、任期満了となります中村氏におかれましては、平成 29 年 5 月の就任以来、本市教育委員として多大な御貢献を賜りました。その御労苦に対し、ここに深甚なる敬意と謝意を表すとともに、今後の御健勝と御活躍をお祈りします。

同意第 3 号は、山陽小野田市監査委員の選任についてであります。

現委員の江本勝一（えもと かついち）氏の任期が本年 6 月 27 日をもって満了するため、後任委員を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

慎重に人選した結果、後任委員には、引き続き江本勝一（えもと かついち）氏を選任したいと思います。江本氏は、昭和 54 年に小野田市に奉職され、行政運営に関する知識、経験が豊富であり、令和 3 年 6 月からは監査委員として適正な行財政運営の基盤となる監査業務に尽力いただいております。人格、識見ともに優れており、監査委員として適任であると確信しております。

同意第 4 号は、農業委員会の委員の任命についてであります。

村上雅彦（むらかみ まさひこ）委員が令和 7 年 3 月 25 日に御逝去されたことから、後任委員を任命するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

慎重に人選した結果、後任委員には、保坂健次（ほさか けんじ）氏を任命したいと思います。委員の選出方法については、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦及び募集をしなければならないとされていることから、市ホームページで募集を行った結果、保坂氏から応募があり、認定農業者として農業に関する識見を有されており、農業委員として適任であると確信しております。

なお、御逝去された村上氏におかれましては、平成 29 年 7 月の就任以来、本市農業委員として多大な御貢献を賜りました。その御労苦に対し、ここに深甚なる敬意と謝意を表すとともに、改めて御冥福をお祈りいたします。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、報告第1号から報告第3号までについて、御説明いたします。

報告第1号は、令和6年度繰越明許費予算の繰越しであります。

一般会計予算において、理科大との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業、総合経済対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業、刈屋漁港海岸保全施設整備事業、駅舎バリアフリー化整備事業、防災・安全交付金事業等12事業について、その経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第2号及び報告第3号は、令和6年度建設改良費予算の繰越しについてであり、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

報告第2号は、水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和6年度予算で計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、7,000万円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

報告第3号は、下水道事業会計建設改良費予算の繰越しであります。

令和6年度予算で計上した建設改良費において、年度中に支払義務が発生しなかった予算残高のうち、3億5,650万3,586円を繰り越しましたので、お手元の繰越計算書により御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

引き続き、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第 45 号から議案第 47 号までは、令和 7 年度の補正予算であります。

議案第 45 号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、経常的経費を中心に編成した当初予算に対し、政策的事業、新規事業などを追加する補正に加え、きらら交流館再整備事業の国庫支出金の活用による財源更正、定額減税補足給付金給付事業等、取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ 8 億 3,662 万 6,000 円を追加し、予算総額を 353 億 7,172 万 6,000 円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入では、国庫支出金 5 億 3,247 万 7,000 円、県支出金 2,004 万円、財産収入 236 万 2,000 円、寄附金 200 万円、繰入金 1 億 3,852 万 4,000 円、諸収入 1,222 万 3,000 円、市債 1 億 2,900 万円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出では、議会費において、議会運営事務事業として 16 万 4,000 円を増額し、総務費では、市民体育館整備事業、避難所等整備事業、地域おこし協力隊募集・受入事業等として 4 億 917 万 2,000 円を増額しております。また、民生費において、定額減税補足給付金給付事業、こども誰でも通園制度事業、介護保険特別会計への繰出金等として 2 億 2,001 万 9,000 円を増額し、衛生費では、定期予防接種事業、GX 推進事業、一般廃棄物処理施設整備事業として 6,966 万 1,000 円を増額しております。次に、労働費では、雇用能力開発支援センター施設維持管理事業として 42 万 9,000 円を増額し、農林水産業費では、経営発展支援事業、里山等整備支援事業として 1,443 万 8,000 円を増額し、商工費では、小野田・楠企業団地インフラ等整備事業として 371 万 8,000 円を増額しております。土木費では、管理施設改修事業、スマイルエイジングパーク事業として 3,124 万 1,000 円を増額し、教育費では、学校給食実施事業、学校和式トイレ洋式化事業、リーディングDX スクール事業等として 8,778 万 4,000 円を増額しております。

なお、債務負担行為の補正として、市民体育館整備事業、一般廃棄物処理施

設整備事業の2事業を追加しております。

最後に地方債補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第46号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、介護認定審査会ペーパーレス化事業等に伴う補正であり、歳入歳出それぞれ3,106万6,000円を追加し、予算総額を69億414万1,000円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、繰入金1,306万5,000円、諸収入1,800万1,000円をそれぞれ増額しております。

次に歳出については、介護認定審査会ペーパーレス化事業費として総務費187万6,000円、介護予防ケアマネジメント費等の支払事務に係る事業精査に伴い地域支援事業費1,800万1,000円、診療報酬支払基金の令和6年度の精算に伴う償還金として諸支出金1,118万9,000円をそれぞれ増額しております。

議案第47号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、令和6年度の決算見込みにおいて歳入が歳出に対して不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和7年度の歳入を繰り上げてこれに充てようとするものであり、歳入歳出それぞれ6億8,000万円を追加し、予算総額を267億8,745万8,000円とするものであります。

補正の内容としまして、歳入については、諸収入6億8,000万円を増額し、歳出については、令和6年度の歳入歳出差引不足額に充てるため、前年度繰上充用金6億8,000万円を増額しております。

議案第48号は、山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部改正であります。

これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、一部の規定が令和7年10月1日に施行されることに伴い、引用している条文の項ずれの修正、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援を追加することその他所要の改正を行

うものであります。

議案第 49 号は、山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定であります。

これは、市が設置している社会福祉施設、みつば園、まつば園、のぞみ園及びなるみ園について、指定管理者である山陽小野田市社会福祉事業団の自主運営に移行するため、公の施設としての設置を廃止するものであります。

議案第 50 号は、山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正であります。

これは、条例第 3 条中の規定による事業者を対象とした固定資産税の課税免除の取扱いが、令和 7 年 3 月 31 日までとなっているところ、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、期間が延長されたことに伴い、本市の条例においても期間を令和 10 年 3 月 31 日までとするものであります。

議案第 51 号は、山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正であります。

これは、令和 6 年度の人事院勧告を受けて、病院局企業職員についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 52 号は、山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正であります。

これは、令和 6 年度の人事院勧告を受けて、水道局企業職員についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 53 号は、区域外における公の施設の設置に関する協議についてであります。

これは、小野田・楠企業団地内に建設が予定されている工場について、建物等の所在が宇部市域となることから、本市上水道施設を区域外利用するに当たり、地方

自治法第 244 条の 3 第 1 項の規定により宇部市と協議するため、同法第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

承認第 2 号及び承認第 3 号は、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

承認第 2 号は山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分及び承認第 3 号は山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分についてであります。

これらの改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分を行ったものであります。

承認第 2 号税条例の一部改正の主な内容としましては、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し等に伴う所要の改正であります。

承認第 3 号都市計画税条例の一部改正の内容としましては、引用している地方税法の項に項ずれが生じることに伴う所要の改正であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。